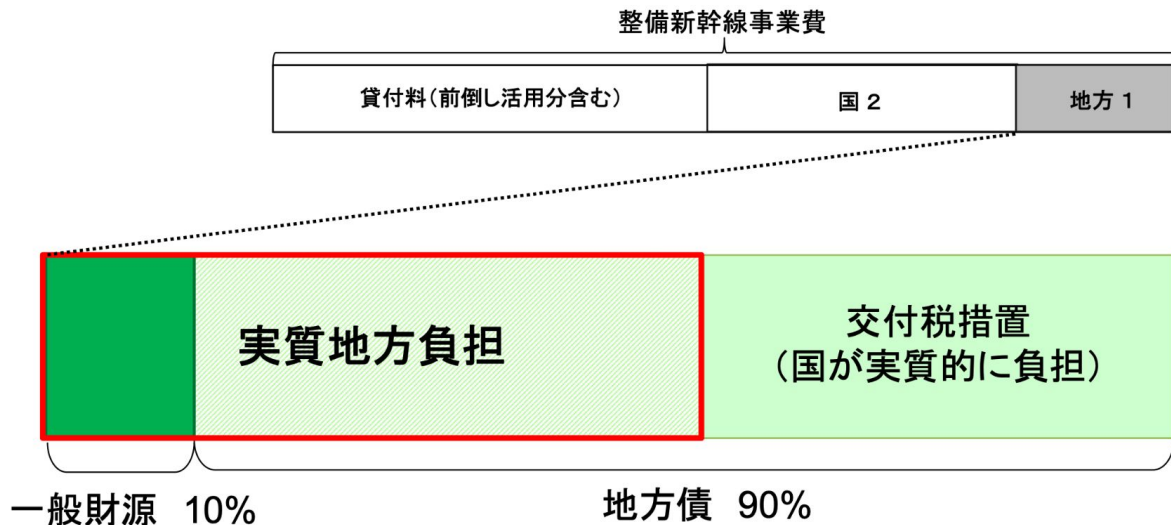


- 建設費から貸付料を控除した分について、国が2/3、地方が1/3を負担。
- 整備新幹線の整備に係る地方負担については、全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき、総務省において、地方財政措置（地方債充当率を90%とし、事業費と財政規模に応じてその元利償還金の50～70%を交付税措置）を講じている。



※地方負担分の90%について地方債の起債が可能。

※事業費と自治体の財政規模に応じ、その元利償還金の50～70%について、国から地方交付税措置がされる。

新幹線の整備スキーム、地方負担(想定)

新幹線の建設費は、JRが支払う貸付料を充てた後、国と地方が2対1で負担します。[※]
 また、地方負担分の90%に地方債が充当可能であり、その元利償還金の50%~70%[※]に対し国から地方交付税が交付されます。このため、実質的な地方負担は、さらに軽減されることになります。

※財政状況によって交付される率は変動

◆ 建設費の負担イメージ（金沢・敦賀間：総事業費約1兆6,779億円）

福井県負担対象事業費：約1兆1,200億円



- ・地方負担分の90%に地方債が充当可能
- ・その元利償還金の50~70%に国が地方交付税措置

前提条件

- ・地方負担額は令和4年度財源スキーム(R5.3現在)に基づく試算
- ・県内区間に充てられる貸付料は、建設中区間の総事業費に対する貸付料の割合(総額の約50%)をもとに試算
- ・金額は100億円単位で端数処理